

R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築

目 次									
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
共-01	営繕工事共通仕様書(1)	B-029	1階平面詳細図-1(改修前)	B-064	1階 展開図(4)【大講義室】(改修前・改修後)	B-099	4階 展開図(4)【CR-12】(改修前・改修後)	B-134	建具表-5
共-02	営繕工事共通仕様書(2)	B-030	1階平面詳細図-2(改修前)	B-065	1階 展開図(5)【カウンセリング室】(改修前・改修後)	B-100	4階 展開図(5)【CR-11】(改修前・改修後)	B-135	建具表-6
共-03	営繕工事共通仕様書(3)	B-031	1階平面詳細図-3(改修前)	B-066	1階 展開図(6)【生徒指導室I】(改修前・改修後)	B-101	4階 展開図(6)【CR-10】(改修前・改修後)	B-136	建具表-7
改特-01	改修特記仕様書-1	B-032	1階平面詳細図-4(改修前)	B-067	1階 展開図(7)【CR-1】(改修前・改修後)	B-102	4階 展開図(7)【CR-9】(改修前・改修後)	B-137	建具表-8
改特-02	改修特記仕様書-2	B-033	2階平面詳細図-1(改修前)	B-068	1階 展開図(8)【音楽室】(改修前・改修後)	B-103	4階 展開図(8)【廊下】(改修前・改修後)	B-138	建具表-9
改特-03	改修特記仕様書-3	B-034	2階平面詳細図-2(改修前)	B-069	1階 展開図(9)【文化活動室】(改修前・改修後)	B-104	4階 展開図(9)【廊下】(改修前・改修後)	B-139	建具表-10
改特-04	改修特記仕様書-4	B-035	2階平面詳細図-3(改修前)	B-070	1階 展開図(10)【音楽準備室】(改修前・改修後)	B-105	1階 男子便所 展開図(改修前) 1階 通路1,多目的トイレ1 展開図(改修後)	B-140	建具表-11
B-001	付近見取図 配置図	B-036	2階平面詳細図-4(改修前)	B-071	1階 展開図(11)【生徒会室】(改修前・改修後)	B-106	1階 女子便所 展開図(改修前) 1階 通路2,多目的トイレ2 展開図(改修後)	B-141	部分詳細図-1
B-002	工事中仮設計画	B-037	3階平面詳細図-1(改修前)	B-072	1階 展開図(12)【技師室】(改修前・改修後)	B-107	2階 男子便所 展開図(改修前・改修後)	B-142	部分詳細図-2
B-003	内部(共通)仕上表	B-038	3階平面詳細図-2(改修前)	B-073	1階 展開図(13)【廊下】(改修前・改修後)	B-108	2階 女子便所 展開図(改修前・改修後)	B-143	部分詳細図-3
B-004	1階 内部仕上表(1)	B-039	3階平面詳細図-3(改修前)	B-074	2階 展開図(1)【資料室】(改修前・改修後)	B-109	3・4階 男子便所 展開図(改修前・改修後)	B-144	中庭 水場詳細図
B-005	1階 内部仕上表(2)	B-040	3階平面詳細図-4(改修前)	B-075	2階 展開図(2)【倉庫】(改修前・改修後)	B-110	3・4階 女子便所 展開図(改修前・改修後)	B-145	玄関部分詳細図(改修前)
B-006	2階 内部仕上表(1)	B-041	4階平面詳細図-1(改修前)	B-076	2階 展開図(3)【休養室】(改修前・改修後)	B-111	西側階段室 展開図	B-146	玄関部分詳細図(改修後)
B-007	2階 内部仕上表(2)	B-042	4階平面詳細図-2(改修前)	B-077	2階 展開図(4)【印刷室】(改修前・改修後)	B-112	1階天井伏図(改修前)	B-147	学校間仕切 詳細図(参考図)
B-008	3階 内部仕上表(1)	B-043	4階平面詳細図-3(改修前)	B-078	2階 展開図(5)【通信制職員室】(改修前・改修後)	B-113	2階天井伏図(改修前)	B-148	家具詳細図(1)(参考図)
B-009	3階 内部仕上表(2)	B-044	1階平面詳細図-1(改修後)	B-079	2階 展開図(6)【通信情報管理室】(改修前) 【倉庫・パソコン室】(改修後)	B-114	3階天井伏図(改修前)	B-149	家具詳細図(2)(参考図)
B-010	4階 内部仕上表	B-045	1階平面詳細図-2(改修後)	B-080	2階 展開図(7)【通信学習支援室】(改修前・改修後)	B-115	4階天井伏図(改修前)	B-150	家具詳細図(3)(参考図)
B-011	1階平面図(改修前)	B-046	1階平面詳細図-3(改修後)	B-081	2階 展開図(8)【司書室】(改修前・改修後)	B-116	1階天井伏図(改修後)	B-151	家具詳細図 男子・女子便所 洗面カウンター(参考図)
B-012	2階平面図(改修前)	B-047	1階平面詳細図-4(改修後)	B-082	2階 展開図(9)【図書室】(改修前・改修後)	B-117	2階天井伏図(改修後)	B-152	サイン詳細図(参考図)
B-013	3階平面図(改修前)	B-048	2階平面詳細図-1(改修後)	B-083	2階 展開図(10)【閲覧室】(改修前・改修後)	B-118	3階天井伏図(改修後)	B-153	概略工事工程表-1(参考図)
B-014	4階平面図(改修前)	B-049	2階平面詳細図-2(改修後)	B-084	2階 展開図(11)【廊下】(改修前・改修後)	B-119	4階天井伏図(改修後)	B-154	概略工事工程表-2(参考図)
B-015	R・PH階平面図(改修前)	B-050	2階平面詳細図-3(改修後)	B-085	3階 展開図(1)【CR-5】(改修前・改修後)	B-120	1階建具配置図(改修前)	B-155	概略工事工程表-3(参考図)
B-016	1階平面図(改修後)	B-051	2階平面詳細図-4(改修後)	B-086	3階 展開図(2)【生物化学教室】(改修前・改修後)	B-121	2階建具配置図(改修前)	B-156	支障物件確認図
B-017	2階平面図(改修後)	B-052	3階平面詳細図-1(改修後)	B-087	3階 展開図(3)【準備室(生物化学教室)】(改修前・改修後)	B-122	3階建具配置図(改修前)		
B-018	3階平面図(改修後)	B-053	3階平面詳細図-2(改修後)	B-088	3階 展開図(4)【物理地学教室】(改修前・改修後)	B-123	4階建具配置図(改修前)		
B-019	4階平面図(改修後)	B-054	3階平面詳細図-3(改修後)	B-089	3階 展開図(5)【準備室(物理地学教室)】(改修前・改修後)	B-124	R・PH階建具配置図(改修前)		
B-020	R・PH階平面図(改修後)	B-055	3階平面詳細図-4(改修後)	B-090	3階 展開図(6)【CR-4】(改修前・改修後)	B-125	1階建具配置図(改修後)		
B-021	矩計図-1(改修前)	B-056	4階平面詳細図-1(改修後)	B-091	3階 展開図(7)【CR-3】(改修前・改修後)	B-126	2階建具配置図(改修後)		
B-022	矩計図-1(改修後)	B-057	4階平面詳細図-2(改修後)	B-092	3階 展開図(8)【多目的教室】(改修前・改修後)	B-127	3階建具配置図(改修後)		
B-023	矩計図-2(改修前)	B-058	4階平面詳細図-3(改修後)	B-093	3階 展開図(9)【前室】(改修前・改修後)	B-128	4階建具配置図(改修後)		
B-024	矩計図-2(改修後)	B-059	1階男子・女子便所 平面詳細図(改修前) 1階多目的トイレ 通路 平面詳細図(改修後) 外部階段詳細図	B-094	3階 展開図(10)【CAI教室】(改修前・改修後)	B-129	R・PH階建具配置図(改修後)		
B-025	矩計図-3(改修前)	B-060	2~4階男子・女子便所 平面詳細図(改修前・改修後)	B-095	3階 展開図(11)【廊下】(改修前・改修後)	B-130	建具表-1		
B-026	矩計図-3(改修後)	B-061	1階 展開図(1)【昇降口,1・2F ホール】(改修前・改修後)	B-096	4階 展開図(1)【CR-15】(改修前・改修後)	B-131	建具表-2		
B-027	矩計図-4(改修前・改修後)	B-062	1階 展開図(2)【集会室】(改修前・改修後)	B-097	4階 展開図(2)【CR-14】(改修前・改修後)	B-132	建具表-3		
B-028	南側階段室 断面詳細図	B-063	1階 展開図(3)【自習室】(改修前・改修後)	B-098	4階 展開図(3)【CR-13】(改修前・改修後)	B-133	建具表-4		

徳島県土整備部営繕課	課 長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係 長	課 員	担 当

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項									
I. 工事概要	1. 工事名称	R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築	7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。				◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。									
	2. 工事場所	徳島市北矢三町1丁目							◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。								
II. 営繕工事共通仕様書	3. 建物概要	<table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>徳島県立徳島中央高等学校</td> </tr> <tr> <td>構造・規模</td> <td>鉄筋コンクリート造 4 階建て</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>2,888.76㎡</td> </tr> <tr> <td>消防法施行令別表第1の区分</td> <td>(7)項</td> </tr> </table>	建物名称	徳島県立徳島中央高等学校	構造・規模	鉄筋コンクリート造 4 階建て	敷地面積		延床面積	2,888.76㎡	消防法施行令別表第1の区分	(7)項	8. 施工体制台帳及び施工体系図	◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）			◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
	建物名称	徳島県立徳島中央高等学校															
構造・規模	鉄筋コンクリート造 4 階建て																
敷地面積																	
延床面積	2,888.76㎡																
消防法施行令別表第1の区分	(7)項																
4. 工事種目	<table border="1"> <tr> <td>種 目</td> <td>工 事 概 要</td> </tr> <tr> <td>建築一式工事</td> <td>内部改修工事</td> </tr> </table>	種 目	工 事 概 要	建築一式工事	内部改修工事	(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備置かなければならない。 (2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある中木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に設置させず、設置又は荷下るするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。										
種 目	工 事 概 要																
建築一式工事	内部改修工事																
	5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。	9. 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。	11. 交通安全管理		◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。										
			10. 施工中の安全確保	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。			◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。										
	1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書（国土交通大臣官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） 建築改修工事監理指針（令和4年版） 電気設備工事監理指針（令和4年版） 機械設備工事監理指針（令和4年版） 	◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。	12. 発生材の処理等		◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。											
	2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 質問回答書（②から⑤に対するもの） 補足説明書 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） 図面 公共建築工事標準仕様書等 	◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。			◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。											
	3. 工事実績データの登録	<p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。	◎輸送災害の防止 受注者は、工車用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。													
	4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。	◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。		◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある												
	5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。	◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があつた場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。													
	6. 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>	◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。	◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体へ報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。													
			◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。														

徳島県土木整備部営繕課	工事名	R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築			図面番号	共-01	
	図名	営繕工事共通仕様書(1)			作図年	2024	
	縮尺	A3	-		〒779-4101	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7	
		A2	-		tel 0883-62-3955	fax 0883-62-3966	

かみ
株式会社 上設計
管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																								
一 章 一 般 共 通 事 項		<p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p>																														
	13. 材料・製品等			14. 化学物質を発散する建築材料等		<p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎横仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <p>(1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>(2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びブスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	16. 建設機械等	<p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	17. 遠隔臨場の試行		18. 工事看板等		19. 仮設トイレ		20. 設計変更箇所確認		21. 工事検査及び技術検査
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																														
3千万円未満	—	1回																														
3千万円以上5千万円未満	—	2回																														
5千万円以上1億円未満	1回	2回																														
1億円以上	2回	3回																														

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築			図面番号	かみ 共-02	
	図名	営繕工事共通仕様書(2)			作図年	2024	
	縮尺	A3	-	A2	-	〒779-4101 徳島県美馬郡つぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	



株式会社 上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信
〒779-4101
徳島県美馬郡つぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955
fax 0883-62-3966

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項						
一章 一般 共通 事項	22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による） ・工事写真（電子データ2部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要部数） <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ				
	区 分	サ イ ズ												
	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ												
	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ												
	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ												
23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>													
24. 火災保険	<p>◎火災保険</p> <p>本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2)付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>													
25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>													
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>													

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築			図面番号	共-03	
	図名	営繕工事共通仕様書(3)	縮尺	A3 A2	- -	作図年	2024

かみ
株式会社 上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信

〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955
fax 0883-62-3966

Ⅲ. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項	項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																				
1. 施工条件	◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。 また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事着手前に施工中の安全管理について、消防計画書を作成し所轄消防署に提出する事。 ・工事の施工に当たっては図示ヶ所に交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 ・登下校の時間を確認し、その時間に入出場、資材の搬入・搬出をしない事。	◎調査期間 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。切り直し時期については、 項とする。	6. 他工事との取り合い	◎他工事との取り合い区分 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>建築工事</td> <td>電気工事</td> <td>管工事</td> <td>空調工事</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>梁、壁、床スリール入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリール開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンプレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(GLまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリール入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリール開口補強(鉄筋)	○					同上(リンプレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(GLまで)	○					壁、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排水ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					9. 技能士の適用	◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事中、1名以上の者が自ら作業をするともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。 ○印 …… 適用作業
	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																																					
梁、壁、床スリール入れ		○	○	○																																																																																						
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																						
スリール開口補強(鉄筋)	○																																																																																									
同上(リンプレン等)	○																																																																																									
床、天井点検口	○																																																																																									
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																						
同上切込み及び開口補強	○																																																																																									
衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																							
縦樋(GLまで)	○																																																																																									
壁、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																						
同上補強	○																																																																																									
給排水ガラリ取り付け	○																																																																																									
空調機器類の基礎工事	○																																																																																									
3. 施工調査	◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に200日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・(義務付けられていない))。 ・警備員は、延200人(昼200人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。 また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。	◎室内空気中の化学物質の濃度測定	7. 有価材の処理	◎有価材(鉄骨・軽量鉄骨)アルミサッシ・ステールサッシ) ②古物商で適切に処理すること。	◎工事種目	◎技能検定職種	◎技能検定作業																																																																																			
4. 交通誘導警備員	◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。 (注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。	◎測定の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・ステレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・ステレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。	8. 室内空気中の化学物質の濃度測定	◎測定の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・ステレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・ステレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。	工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																			
5. 産業廃棄物の処理	種 別	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地	運搬距離(km)	処分費(税抜、円)	単位																																																																																			
コンクリート(無筋)	(有)吉野川ポンプ(中間処分)	徳島市応神町東長方字北野7-2 徳島市応神町東長方字西中環4-1			4.3	12,000円/10t車	t																																																																																			
コンクリート(有筋)	(有)吉野川ポンプ(中間処分)	徳島市応神町東長方字北野7-2 徳島市応神町東長方字西中環4-1			4.3	15,000円/10t車	t																																																																																			
アスファルト	(有)吉野川ポンプ(中間処分)	徳島市応神町東長方字北野7-2 徳島市応神町東長方字西中環4-1			4.3	11,000円/10t車	t																																																																																			
金属(処分)	三木資源(株)	○	徳島市東沖洲1丁目12 同上		7.4	0	t																																																																																			
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島支部)		坂野郡松茂町豊入字新田野9番の地先 同上		14.1	5,640	t																																																																																			
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 同上		9.5	10,000	t																																																																																			
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社(徳島支部)		坂野郡松茂町豊入字新田野9番の地先 同上		14.1	35,000	t																																																																																			
汚泥	宮崎基礎建設(株)	○	鳴門市大麻町三原字東入田61番地1 鳴門市大麻町三原字東入田4-1-5-7		9.4	13,500	t																																																																																			
石膏ボード	(有)山一建設		阿波市市場町香美字百原284-1 阿波市市場町香美字百原284-1		26.8	15,000	t																																																																																			
アスベスト含有成形板等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大外場856 同上		85.0	36,000	m3																																																																																			
廃石綿等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大外場856 同上		85.0	60,000	m3																																																																																			
有 価 材：鉄骨・軽量鉄骨/サッシステール/サッシアルミ																																																																																										
上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。 また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業廃棄物処理業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業廃棄物処理業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業廃棄物処理業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。																																																																																										
徳島県県土整備部営繕課			工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築			図面番号																																																																																			
			図名	改修特記仕様書-1			改特-01																																																																																			
			縮尺	A3	-		作図年																																																																																			
				A2	-		2024																																																																																			
			株式会社 上設計				管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信																																																																																			
			〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7				tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966																																																																																			

測定は、次のいずれかにより行う。
・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法
・パンプ型採取機器を用いる方法
パンプ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。
(1)30分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。
(2)5時間閉鎖
(1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。
(3)測定
イ(2)の状態のままで測定する。
ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。
なお、8時間測定の場合は午後2時~3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分~18時30分までの時間帯で測定する。
ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。
※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。
(4)分析
測定対象化学物質を採取したパンプ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
(5)測定結果の提出
測定後、測定結果を監督員に提出すること。

◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	◎とび作業
鉄筋	鉄筋施工	◎鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業
防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ◎シーリング防水工事作業 ・改質7777シート工法防水工事作業 ・改質7777シート常温粘着工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・タイル張り作業
木	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業
金属	かわらぶき	・かわらぶき作業
左官	建築板金	・内外装板金作業
左官	左官	◎左官作業
建具	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業
	サッシ施工	◎ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	◎ガラス工事作業
塗装	塗装	◎建築塗装作業
		・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業
内装	内装仕上げ施工	◎鋼製下地工事作業 ◎ボード仕上げ工事作業 ・カーテン工事作業 ・木質系床仕上げ工事作業
	表装	・表具作業 ・壁装作業
配管	配管	・建築配管作業
植栽	造園	・造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・冷凍空調和機器施工作業

2章 仮設工事		3章 鉄筋工事		4章 コンクリート工事																																	
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																
1. 敷地の状況確認	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。	1. 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>S D 2 9 5 A S D 3 4 5</td> <td>D 1 6 以下 D 1 9 以上 D 2 5 以下</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状： 寸法：100×100</td> <td>径：6φ</td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 2 9 5 A S D 3 4 5	D 1 6 以下 D 1 9 以上 D 2 5 以下	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法：100×100	径：6φ	1. 一般事項	◎コンクリートの種別 ・Ⅰ類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・Ⅱ類（JIS A 5308への適合したコンクリート） ◎設計基準強度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm2)</th> <th>調合管理強度 Fn(N/mm2)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位 容積重量 (t/m3)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>有</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>57 ・中庭水場</td> </tr> </tbody> </table>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調合管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m3)	適用箇所	普通	21	21+S	18	有		2.3	57 ・中庭水場
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																																		
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 2 9 5 A S D 3 4 5	D 1 6 以下 D 1 9 以上 D 2 5 以下																																		
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—																																		
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法：100×100	径：6φ																																		
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調合管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m3)	適用箇所																														
普通	21	21+S	18	有		2.3	57 ・中庭水場																														
2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM（玄関ホールFL）を±0とし、NGLはBM -（1000）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。	2. 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。	2. コンクリートの仕上がり	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.31による。 ◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は（A・ B ・C）種とする。 ◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.51による。																																
3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（一社）仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎外部足場（種類：枠組本足場、仕様：1枚布 450、D=60cm、シート仕様養生シート防炎Ⅰ類） ・壁つなぎ間隔（水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下） ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の 2手すり設置方式 により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、（3）手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎ゲート（有・ 無 ）仕様：（ ） ◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。 ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。 ◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎その他	3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は（ 重ね継手 ）・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手）とする。 原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。 ◎鉄筋の継手の位置は図示による。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎柱、梁の主筋は、（ ガス圧接継手 ）・機械式継手）とする。 ◎耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは（ ）mmとする。 ◎先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。 ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない階土間を除く。 ◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。 ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。 ◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 ◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。 ◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図〔1節－基礎及び基礎梁の配筋〕～〔7節－梁貫通孔その他配筋〕による。 ◎形の種別は構造図による。 ◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。 ◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。 ◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。 ◎施工確認試験を（ 行う ）・行わない）。確認強度（D10:13.8kN、D13:24.5kN） 試験方法は標仕14.1.3（エ）による。 ◎あと施工アンカーは（ 金属系アンカー ）・（ 接着系アンカー ）とする。 ・接着系アンカー D10は引張耐力（20.8kN）とする。せん断耐力（6.9kN）とする。 D13は引張耐力（37.0kN）とする。せん断耐力（12.3kN）とする。 アンカーの種類はカプセル型（ガラス製）とする。	3. 普通コンクリート	◎セメントの種類は、（ 普通ポルトランドセメント ）・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種）とする。 ◎骨材は、標仕6.3.1（2）による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用（できる・ できない ）。 ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.41による。 ◎試験線りは（行う・ 行わない ）。 ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。 ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O（エヌエーツーオー）換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント〔B種またはC種〕あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント〔B種またはC種〕もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。 ◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1（4）によることとし、監督員の承諾を受けること。																																
4. 監督員事務所	◎監督員事務所は（設ける（面積 m2程度））・（ 設けない ） ◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯 (3) 請負加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 (5) ファクシミリ他	4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 ◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。 ◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図〔1節－基礎及び基礎梁の配筋〕～〔7節－梁貫通孔その他配筋〕による。 ◎形の種別は構造図による。 ◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。 ◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。 ◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。 ◎施工確認試験を（ 行う ）・行わない）。確認強度（D10:13.8kN、D13:24.5kN） 試験方法は標仕14.1.3（エ）による。 ◎あと施工アンカーは（ 金属系アンカー ）・（ 接着系アンカー ）とする。 ・接着系アンカー D10は引張耐力（20.8kN）とする。せん断耐力（6.9kN）とする。 D13は引張耐力（37.0kN）とする。せん断耐力（12.3kN）とする。 アンカーの種類はカプセル型（ガラス製）とする。	4. レディミクストコンクリート工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。 ◎型枠は、（県産木製型枠・ 合板 ）・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック）とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標仕6.8.2（2）(イ)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td>12mm</td> <td>開口補修</td> </tr> </tbody> </table>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	標仕6.8.2（2）(イ)	B 種	なし		12mm	開口補修																				
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																
標仕6.8.2（2）(イ)	B 種	なし		12mm	開口補修																																
5. 工事用水、電力等	◎既存電力利用（出来る・ 出来ない ）、電力料金（ 有償 ・無償） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用（出来る・ 出来ない ）、用水料金（ 有償 ・無償） ただし、施設管理者と協議すること。	5. 帯筋	◎形の種別は構造図による。 ◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。 ◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。 ◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。 ◎施工確認試験を（ 行う ）・行わない）。確認強度（D10:13.8kN、D13:24.5kN） 試験方法は標仕14.1.3（エ）による。 ◎あと施工アンカーは（ 金属系アンカー ）・（ 接着系アンカー ）とする。 ・接着系アンカー D10は引張耐力（20.8kN）とする。せん断耐力（6.9kN）とする。 D13は引張耐力（37.0kN）とする。せん断耐力（12.3kN）とする。 アンカーの種類はカプセル型（ガラス製）とする。	5. 型枠	◎型枠は、（県産木製型枠・ 合板 ）・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック）とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標仕6.8.2（2）(イ)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td>12mm</td> <td>開口補修</td> </tr> </tbody> </table>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	標仕6.8.2（2）(イ)	B 種	なし		12mm	開口補修																				
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																
標仕6.8.2（2）(イ)	B 種	なし		12mm	開口補修																																
6. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、（図示の場所に・ 用意していないので業者にて ）設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。	6. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。 ◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。 ◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。 ◎施工確認試験を（ 行う ）・行わない）。確認強度（D10:13.8kN、D13:24.5kN） 試験方法は標仕14.1.3（エ）による。 ◎あと施工アンカーは（ 金属系アンカー ）・（ 接着系アンカー ）とする。 ・接着系アンカー D10は引張耐力（20.8kN）とする。せん断耐力（6.9kN）とする。 D13は引張耐力（37.0kN）とする。せん断耐力（12.3kN）とする。 アンカーの種類はカプセル型（ガラス製）とする。	6. 無筋コンクリート	◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する。 ・捨コンクリート ・補強筋を必要としないコンクリート ◎設計基準強度（ ）N/mm2、スランプ（ ）cm ◎適用箇所：																																

徳島県県土整備部宮繕課	工事名	R6宮繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築				図面番号	改特-02
	図名	改修特記仕様書-2				作図年	2024
	縮尺	A3	-	A2	-	 株式会社上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	

5章 タイル工事		6章 建具改修工事		7章 内装改修工事																																																																																																																																																					
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																																																																																				
<p>1. 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地</p> <p>2. セメントモルタルによるタイル張り</p>	<p>◎伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置は、標仕により、割付図を作成し監督員の承認を得ること。</p> <p>◎下地のひび割れ誘発目地の位置及び他部材との取合い部には、伸縮調整目地を設ける。</p> <p>◎入隅部、建具枠回り等との取合い部に伸縮調整目地を設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">形状/寸法 (mm)</th> <th colspan="3">吸水率による区分</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th colspan="2">役物</th> <th colspan="2">色</th> <th rowspan="2">再生材の適用</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th rowspan="2">耐滑り性</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th>ぬゆう</th> <th>ぬゆう</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>標準</th> <th>特注</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玄関床・1床 昇降口床、中庭床</td> <td>150角</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○ 段鼻</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚垂石</td> <td>900×600</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎玄関床・1床、昇降口床、中庭床は、下記の同等品とする ニューイナフロア150 Fパターン LIXIL クイーンフロア-QF 150HBU ダントー瓷砖</p> <p>◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。</p> <p>◎見本焼きを（行う・<u>行わない</u>）。</p> <p>◎試験張りを（行う・<u>行わない</u>）。</p> <p>◎既製調合モルタルの製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。</p>	施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		再生材の適用	耐凍害性		耐滑り性	備考	I類	II類	III類	ぬゆう	ぬゆう	有	無	標準	特注	有	無	玄関床・1床 昇降口床、中庭床	150角	○					○	○ 段鼻	○				○	○		汚垂石	900×600	○			○			○	○							<p>1. 一般事項</p> <p>2. 改修工法等</p> <p>3. アルミニウム製建具</p> <p>4. 鋼製建具</p> <p>5. 鋼製軽量建具</p> <p>6. 建具用金物</p>	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。</p> <p>◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。</p> <p>◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等が有れば、監督員と協議すること。</p> <p>◎防犯建物部品の適用は、建具表による。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>かぶせ工法</th> <th>撤去工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去の範囲</td> <td>図示</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>既成建具の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新設建具の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建具周囲の補修工法及び範囲</td> <td>図示</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>シーリングの種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サッシアンカー</td> <td>図示</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>養生範囲</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見寸寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 種</td> <td>S-4</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>70</td> <td>図示</td> <td>標準色AB-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎建具には製作者名を表示すること。</p> <p>◎結露水の処理方法は図示による。</p> <p>◎既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け間隔は、両端を押さえて、中間は400mm以下とする。やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウムさび止めペイント（JIS K 5629）を1回塗る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追従性</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>図示</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。</p> <p>◎鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 なお、あらかじめりん酸塩処理又はクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。</p> <p>◎簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎鋼板類の厚さは、建具表による。</p> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追従性</th> <th>使用箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>図示</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎鋼板類の厚さは、建具表による。</p> <p>◎簡易気密型ドアセットの気密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.11による。</p> <p>◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.21による。</p> <p>◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。</p> <p>◎樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.8.31による。</p> <p>◎木製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.41による。</p> <p>◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。</p> <p>◎マスターキーは、製作する（ 3 組）。その他の鍵の製作本数は（ 組）</p>	区 分	かぶせ工法	撤去工法	撤去の範囲	図示	図示	既成建具の種類			新設建具の種類			建具周囲の補修工法及び範囲	図示	図示	シーリングの種類			サッシアンカー	図示	図示	養生範囲			種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見寸寸法	使用箇所	表面処理	A 種	S-4	A-3	W-4	70	図示	標準色AB-1	耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追従性	使用箇所	表面処理	-	-	-	-	-	-	図示	-	気密性	遮音性	断熱性	面内変形追従性	使用箇所	備考	-	-	-	-	図示	-	<p>7. ガラス</p> <p>8. ガラス用フィルム</p>	<p>◎板ガラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>品 種</th> <th>厚 さ</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強化ガラス</td> <td>学校用強化ガラス(JIS R 3206)</td> <td>4mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。</p> <p>◎ガラス留め材の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材 種</th> <th>ガラス溝の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼 製</td> <td>1成分シリコン系</td> <td>建具製造所の仕様による</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td>1成分シリコン系</td> <td>建具製造所の仕様による</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。</p> <p>◎シーリング材は、改標仕 表3.7.11による。</p> <p>◎工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>種 類</th> <th>張り面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス飛散防止フィルム</td> <td>第2種</td> <td>内張り</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎品質はJIS A 5759による。</p>	種 類	品 種	厚 さ	備 考	強化ガラス	学校用強化ガラス(JIS R 3206)	4mm		建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ	鋼 製	1成分シリコン系	建具製造所の仕様による	アルミニウム製	1成分シリコン系	建具製造所の仕様による	名 称	種 類	張り面	ガラス飛散防止フィルム	第2種	内張り
施工箇所	形状/寸法 (mm)			吸水率による区分			うわぐすり		役物		色			再生材の適用	耐凍害性			耐滑り性	備考																																																																																																																																						
		I類	II類	III類	ぬゆう	ぬゆう	有	無	標準	特注	有	無																																																																																																																																													
玄関床・1床 昇降口床、中庭床	150角	○					○	○ 段鼻	○				○	○																																																																																																																																											
汚垂石	900×600	○			○			○	○																																																																																																																																																
区 分	かぶせ工法	撤去工法																																																																																																																																																							
撤去の範囲	図示	図示																																																																																																																																																							
既成建具の種類																																																																																																																																																									
新設建具の種類																																																																																																																																																									
建具周囲の補修工法及び範囲	図示	図示																																																																																																																																																							
シーリングの種類																																																																																																																																																									
サッシアンカー	図示	図示																																																																																																																																																							
養生範囲																																																																																																																																																									
種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見寸寸法	使用箇所	表面処理																																																																																																																																																			
A 種	S-4	A-3	W-4	70	図示	標準色AB-1																																																																																																																																																			
耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追従性	使用箇所	表面処理																																																																																																																																																		
-	-	-	-	-	-	図示	-																																																																																																																																																		
気密性	遮音性	断熱性	面内変形追従性	使用箇所	備考																																																																																																																																																				
-	-	-	-	図示	-																																																																																																																																																				
種 類	品 種	厚 さ	備 考																																																																																																																																																						
強化ガラス	学校用強化ガラス(JIS R 3206)	4mm																																																																																																																																																							
建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ																																																																																																																																																							
鋼 製	1成分シリコン系	建具製造所の仕様による																																																																																																																																																							
アルミニウム製	1成分シリコン系	建具製造所の仕様による																																																																																																																																																							
名 称	種 類	張り面																																																																																																																																																							
ガラス飛散防止フィルム	第2種	内張り																																																																																																																																																							
1. 一般事項	◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。 <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2 (1) 参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td rowspan="4">部分的な不良箇所に対する指示を記入。 また、木床組の場合、撤去範囲を記入</td> </tr> <tr> <td>合成樹脂塗床</td> <td>機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>フローリング張床</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ウ)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>床タイル 床組</td> <td>改標仕6.2.2(1)(エ) 改標仕6.2.2(1)(オ)</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2 (2) 参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備 考 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td>合成樹脂床の場合</td> </tr> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>塗厚さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎改修後の床の清掃範囲は図示する。</p> <p>②壁改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2 (1) 参照 ・間仕切り壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を（行う・行わない） <table border="1"> <thead> <tr> <th>機械等の区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ハンドブレーカー使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2 (2) , (3) 及び (4) 参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁下地を含む全面</td> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td>図示による</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入。 また、木床組の場合、撤去範囲を記入	合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上	フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上	床タイル 床組	改標仕6.2.2(1)(エ) 改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上	下地の状況	下地処理方法	備 考 欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修	機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	ハンドブレーカー使用			図示による		撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面	図示による	ボード面まで	図示による	ボード面を残し仕上げのみ	図示による																																																																																																															
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																																																																																																																						
ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入。 また、木床組の場合、撤去範囲を記入																																																																																																																																																						
合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上																																																																																																																																																							
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上																																																																																																																																																							
床タイル 床組	改標仕6.2.2(1)(エ) 改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上																																																																																																																																																							
下地の状況	下地処理方法	備 考 欄																																																																																																																																																							
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合																																																																																																																																																							
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																																																																																																																																							
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																																																																																								
ハンドブレーカー使用																																																																																																																																																									
	図示による																																																																																																																																																								
撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																																																																																								
壁下地を含む全面	図示による																																																																																																																																																								
ボード面まで	図示による																																																																																																																																																								
ボード面を残し仕上げのみ	図示による																																																																																																																																																								

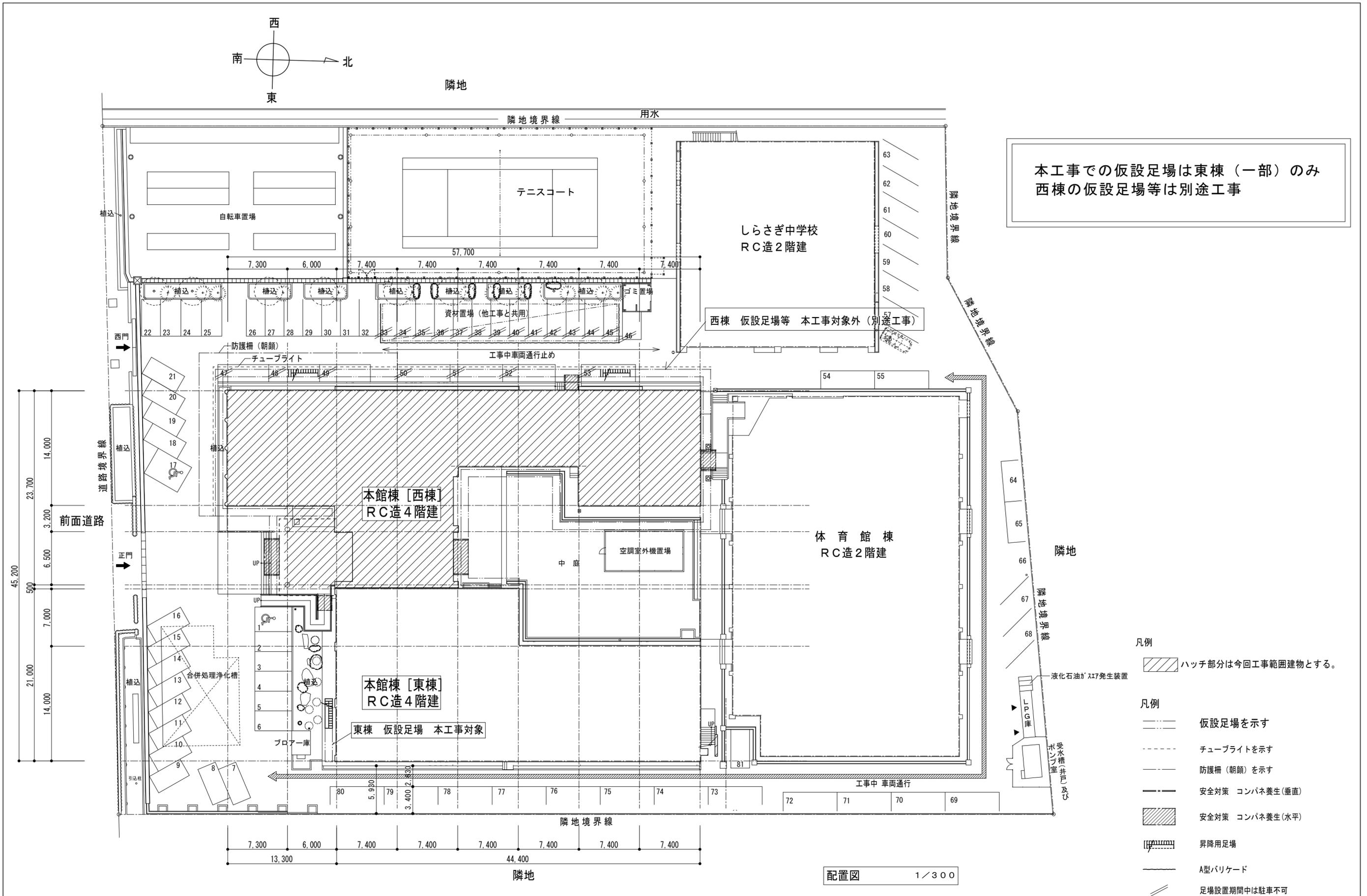
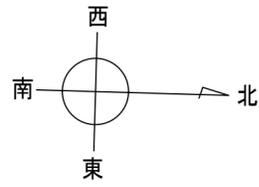
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築			図面番号	改特-03
	図名	改修特記仕様書-3	縮尺	A3 - A2 -	作図年	2024


株式会社 上設計
かみ
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955
 fax 0883-62-3966

項目	特記事項	項目	特記事項	11章 環境配慮(グリーン)改修工事
3. 軽量鉄骨壁下地	③天井改修 改標仕6.4.2参照 撤去区分 天井下地を含む全面 ボード面まで ボード面を残し仕上げのみ ・既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。 ・既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。 ◎JIS A 6517の規格品とする。 ◎スタッド、ランナ等の種類は、(65 型)とし、改標仕表6.7.11による。 ◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は(・改標仕6.7.4 (5) による) ◎ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。	9. 既製家具	◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	1. アスベスト含有建材の処理工事 1. 一般事項
	4. 軽量鉄骨天井下地	◎JIS A 6517の規格品とする。 ◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.11による。 ◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティー天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。 ◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4 (1) (ウ) による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 $V_0 = \left(\frac{36}{1 \cdot II \cdot III \cdot IV} \right) \text{ m/s}$ 積雪区分 建設省告示第1455号 別表 (35) ◎屋外の野縁受け、つりボルト及びインサート、野縁の間隔は図示による。 ◎ダクト等によって、つりボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。 ◎天井のふところが3m以上の箇所の場合の補強方法は図示による。 ◎天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。 ◎屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強は図示による。	10. 断熱材	
5. ビニル床シート張り (JIS A 5705) ビニル床タイル張り (JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	◎種別 (A ・ B ・ C ・ ㊀) 種 ◎D種の場合は、(・ KT-I ・ KT-II ・ KT-III) ・ KT-K ・ KT-N) とする。 ◎畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする。 ◎畳はJIS A 5902、衝撃緩和型畳はJIS A 5917に基づき表示をする。	8章 塗装改修工事	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	2. アスベスト含有成形板の除去
6. 畳敷き	◎種別 (A ・ B ・ C ・ ㊀) 種 ◎D種の場合は、(・ KT-I ・ KT-II ・ KT-III) ・ KT-K ・ KT-N) とする。 ◎畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする。 ◎畳はJIS A 5902、衝撃緩和型畳はJIS A 5917に基づき表示をする。	9章 ユニット及びその他の工事	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	
7. セッコウボードその他ボード及び合板張り	◎種別 (A ・ B ・ C ・ ㊀) 種 ◎D種の場合は、(・ KT-I ・ KT-II ・ KT-III) ・ KT-K ・ KT-N) とする。 ◎畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする。 ◎畳はJIS A 5902、衝撃緩和型畳はJIS A 5917に基づき表示をする。	10章 舗装工事	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	◎表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 ◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う ・ 行わない) 。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を() 部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期() ◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 ◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。 ◎養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場(種類: , 仕様 枚布, D= cm, シート種類:) 仮囲い高さ: H= m (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場(種類: , 仕様 枚布, D= cm) 養生種別() ◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の除去にさきかて行うこと。 (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。 なお、やむを得ず切断、破砕等しなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。 ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。 建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや軍用袋を用意すること。 ◎除去箇所一覧表 階数 室名 箇所 建材種別 面積 調査方法 2階 資料室 天井 有孔石綿板 t=4.0 16.69㎡ みなし ◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。 ◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。
8. 接着剤	◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	11章 環境配慮(グリーン)改修工事	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築			図面番号	改特-04	
	図名	改修特記仕様書-4			作図年	2024	
	縮尺	A3	-	A2	-	〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	


かみ 株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955
 fax 0883-62-3966



本工程での仮設足場は東棟（一部）のみ
西棟の仮設足場等は別途工事

- 凡例
- ハッチ部分は今回工事範囲建物とする。
 - 仮設足場を示す
 - チューブライトを示す
 - 防護柵（朝顔）を示す
 - 安全対策 コンパネ養生（垂直）
 - 安全対策 コンパネ養生（水平）
 - 昇降用足場
 - A型バリケード
 - 足場設置期間中は駐車不可

配置図 1/300

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築		図面番号	B-002
	図名	工事中仮設計画	縮尺	A3 1/428 A2 1/300	作図年 2024

株式会社 上設計 かみ
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

[下地記号]
RC : 鉄筋コンクリート
CB : コンクリートブロック
W : 木造下地
ST : 鉄骨鋼材
ALC : ALCパネル (t-100)
C : コンクリート
M : モルタル
LGS : (壁) 軽量鉄骨間仕切下地 【特記なき限りW=65】 (天井) 軽量鉄骨天井下地 【屋内19型・屋外25型】
[その他記号]
SUS : ステンレス
AL : アルミ
HL : ヘアライン仕上
BF : 鏡面仕上

仕上記号 凡例			
床 (F)	巾木 (FH)	壁 (W)	天井 (C)
F-1 ビニール系タイル張り (t-2.0) F-2 複層ビニール床シート FS(ノックス, 耐薬品, 抗菌, 帯電防止) (t-2.0) F-3 複層ビニール床シート FS(ノックス, 抗菌, 消臭) (t-2.0) F-4 磁器タイル張 (防滑仕様) F-5 畳 F-6 帯電防止ビニール床シート500角 FOA (t-4.0)	FH-1 EP塗 FH-2 塩ビ製巾木 FH-3 EP-G塗 FH-4 UC塗 FH-5 磁器タイル張 FH-6 SUS製 FH-7 床材巻上げ	W-1 EP塗 W-2 トップコート吹替え W-3 EP-G塗 W-4 杉羽目板張り (t-9) UV塗装品 W-5 マシン不燃化粧板張 (t-3) W-6 ビニールクロス貼り	C-1 化粧PB (t-9.5) C-2 アクリルシン吹付 C-3 ロックウール吸音ボード (t-9) 捨張り: PB (t-9.5) C-4 ケイカル板 EP塗 C-5 EP塗

西棟 内部仕上表

注1) 図中 床【既存のまま】も今回工事にて、ワックスがけとする
(ビニール系タイル張り、ビニール床シート、ビニール床タイル等の部分)

注2) FLH: 1階はGL+1000よりの高さを示し、2、3、4階は各FLよりの高さを示す。

注3) 内装材、造り付け家具、使用接着剤、備品類はフォースター [☆☆☆☆]の製品を使用のこと。

凡例
○印: 適用

階	室名	工事対象	区分	床 (F)		FLH	巾木 (FH)	H	壁 (W)			天井 (C)			CH	備考	カーニセル	ブラインド	家具	学校対応	
				仕上及び仕上下地	下地				仕上	仕上下地	下地	仕上及び仕上下地	下地	廻縁						備品移動	
共通	昇降口 (101)	○	改修後	【既存のまま】 但し磁器タイル張部改修 (下記による) F-4 【新設】		±0	【既存のまま】		W-1 【塗替え】 W-2 【塗替え】			【既存のまま】			5300 ~ 2600	飛散防止フィルム張り (建具表参照)				○	
			改修前	ビニール系タイル張り 下地モルタル 115角磁器タイル張 下地モルタル 【撤去】	C	±0	磁器タイル張	100	EP塗 トップコート吹替え	珪藻面・柱・梁型 珪藻面	C	ロックウール吸音ボード t-9 捨張り: PB t-9.5	LGS	塩ビ製	5300 ~ 2600	掲示板 片持梁補強ポスト SOP塗					
廊下	1階 (114) 2階 (214)	○	改修後	【既存のまま】		±0	FH-1 【塗替え】		W-1 【塗替え】	建具取合部改修		【既存のまま】			2440	額縁・木製見切縁: EP-G塗替え				○	炬燵保管庫 棚
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	珪藻面: EP塗	100	EP塗	珪藻面	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	2440	額縁・木製見切縁: SOP塗					
廊下	3階 (313) 4階 (410)	○	改修後	【既存のまま】		±0	FH-1 【塗替え】		W-1 【塗替え】	建具取合部改修		【既存のまま】 建具取合部改修			2440	額縁・木製見切縁: EP-G塗替え				○	
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	珪藻面: EP塗	100	EP塗	珪藻面	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	2440	額縁・木製見切縁: SOP塗					
南側階段室 西側階段室		○	改修後	【既存のまま】		±0	FH-1 【塗替え】		W-1 【塗替え】			【既存のまま】				額縁: EP-G塗替え 梁型: EP塗替え				○	
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	EP塗	100	EP塗	珪藻面	C	アクリルリシン吹付 化粧PB t-9.5				額縁: SOP塗 後付パネル 車椅子昇降機 (南側階段室のみ) 手すり (ハンドレール)					

[塗装記号] * 共通事項	[認定番号: 不燃材料, 準不燃材料, 難燃材料等] * 共通事項
SOP : 合成樹脂調合ペイント	EP-T : 有合成樹脂エマルジョン模様塗料
CL : クリアラッカー	UC : ウレタン樹脂ワニス塗
NAD : アクリル樹脂系非水分散形塗料	OS : オイルステイン塗
DP : 耐候性塗料	WP : 木材保護塗料
EP-G : つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗	MT : マスチック塗材
EP : 合成樹脂エマルジョンペイント塗	

改修前を示す	徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築			図面番号	B-003
		図名	内部 (共通) 仕上表			縮尺	A3 - A2 -
						作図年	2024

株式会社 上設計 かみ
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955
 fax 0883-62-3966

西棟 内部仕上表															注記(以下共通) ファンクユニット撤去部補修は、本工事に含む (位置は、平面詳細図参照)										注1) F L H : 1階はGL+1000よりの高さを示し、2、3、4階は各F L 1よりの高さを示す。注3) 工事対象欄: ×印は対象外を示し、○印は対象内を示す。 注2) 内装材、造り付け家具、使用接着剤、備品類はフォースター [☆☆☆☆]の製品を使用のこと。										凡例 ○印: 適用				
階	室名	工事対象	区分	床 (F)		F L H	巾木 (FH)	H	壁 (W)			天井 (C)			C H	備考	カーテンレール	ブラインド	家具	学校対応																			
				仕上及び仕上下地	下地				仕上	仕上下地	下地	仕上及び仕上下地	下地	廻縁						備品移動																			
1	自習室 (102)	○	改修後	【既存のまま】		±0	FH-1 【塗替え】		W-1 【塗替え】			【既存のまま】			2700	カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 梁型: EP塗替え		○		○	カーテン 製氷機																		
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	EP塗 塩ビ製	100	EP塗	モルタル面・柱・梁型 補強部: RC壁 t-200	C	ロックウール吸音ボード t-9 捨張り: PB t-9.5	LGS	塩ビ製	2700	カーテンレール・カーテン ブラインド 揭示板 カーテンBOX・額縁: SOP塗 SUS面台、手洗い	○	○																					
集会室 (102)	○	改修後	【既存のまま】		±0	FH-1 【塗替え】		W-1 【塗替え】			【既存のまま】			3600	カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 梁型: EP塗替え		○		○	カーテン																			
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	EP塗	100	EP塗	モルタル面・柱・梁型 補強部: RC壁 t-200	C	ロックウール吸音ボード t-9 捨張り: PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3600	カーテンレール・カーテン ブラインド 揭示板 カーテンBOX・額縁: SOP塗	○	○																					
大講義室 (103)	○	改修後	【既存のまま】		±0	FH-1 【塗替え】		W-1 【塗替え】			【既存のまま】			2700	カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 梁型: EP塗替え		○		○	冷蔵庫 既存備品移動 または撤去																			
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地モルタル	C	±0	EP塗 塩ビ製	100	EP塗	モルタル面・柱・梁型 補強部: RC壁 t-200.250	C	ロックウール吸音ボード t-9 捨張り: PB t-9.5	LGS	塩ビ製	2700	ブラインド 床下点検口 カーテンBOX・額縁: SOP塗 SUS面台、手洗い		○																					
カウンセリング室 (104)	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1 【塗替え】			【既存のまま】			2700	カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 梁型: EP塗替え		○		○	既存備品移動 または撤去																			
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地モルタル	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	モルタル面・ふかし壁・柱・梁型 補強部: RC壁 t-250 LGS65	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	2700	ブラインド・カーテンレール カーテンBOX・額縁: SOP塗 SUS面台、手洗い		○																					
生徒指導室I (105)	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1 【塗替え】			【既存のまま】			3000	黒板塗替え カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 梁型: EP塗替え		○		○	既存備品移動 または撤去																			
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	壁面・小壁・柱・梁型 補強部: RC壁 t-200	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン ブラインド 教壇・白板・スクリーンBOX カーテンBOX・額縁: SOP塗		○																					
CR-1 (106)	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1 【塗替え】			【既存のまま】			3000	カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 梁型: EP塗替え		○		○	カーテン 可動式 掃除用具入れ 端末充電保管庫																			
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	壁面・小壁・柱・梁型 補強部: RC壁 t-200	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン ブラインド 教壇・白板・スクリーンBOX カーテンBOX・額縁: SOP塗	○				電子黒板																		
音楽室 (109)	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】 FH-3 【塗替え】		W-1 【塗替え】 W-3 【塗替え】			【既存のまま】			3000	カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 梁型: EP塗替え		○		○	カーテン スチール製ロッカー 既存備品移動 または撤去																			
			改修前	タイルカーペット敷き t-6.5 下地モルタル	C	±0	塩ビ製 木製SOP塗	100	EP塗 SOP塗	壁面・小壁・柱・梁型 有孔シナ合板張り t-5.5	C	ロックウール吸音ボード t-9 捨張り: PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン ブラインド 教壇・白板 掃除具入 カーテンBOX・額縁: SOP塗	○		造り付け 掃除用具入れ																				

※下地記号、その他記号、塗装記号、認定番号などは別図(内部(共通)仕上表)参照

: 改修前を示す	徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築				図面番号	B-004			
		図名	1階 内部仕上表(1)		縮尺	A3 A2	- -	作図年	2024		


株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

西棟 内部仕上表

注1) F L H : 1階はGL+1000よりの高さを示し、2、3、4階は各FLよりの高さを示す。 注3) 工事対象欄: ×印は対象外を示し、○印は対象内を示す。
 注2) 内装材、造り付け家具、使用接着剤、備品類はフォオスター [☆☆☆☆]の製品を使用のこと。

凡例
○印: 適用

階	室名	工事対象	区分	床 (F)		F L H	巾木 (FH)	H	壁 (W)			天井 (C)			C H	備考	カーテンレール	ブラインド	家具	学校対応	
				仕上及び仕上下地	下地				仕上	仕上下地	下地	仕上及び仕上下地	下地	廻縁						備品移動	
1	技師室 (113)	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1	【塗替え】		【既存のまま】			2700	カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え		○		○	既存備品移動または撤去
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	モルタル面	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	2700	ブラインド・カーテンレール カーテンBOX・額縁: SOP塗		○			
	生徒会室 (112)	○	改修後	【既存のまま】		±0	FH-1 【塗替え】		W-1	【塗替え】		【既存のまま】			2700	カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え		○		○	カーテン 既存備品移動 または撤去
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗 設備RC基礎部: 下地モルタル	C	±0	EP塗	100	EP塗	モルタル面	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	2700	カーテンBOX・額縁: SOP塗	○				
	文化活動室 (110)	○	改修後	【既存のまま】		±0	FH-1 【塗替え】 【既存のまま】		W-1	【塗替え】		【既存のまま】			2700	カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 梁型: EP塗替え		○		○	カーテン 既存備品移動 または撤去
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	EP塗 塩ビ製	100 100	EP塗	モルタル面 LGS65	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	2700	カーテンレール・カーテン カーテンBOX・額縁: SOP塗	○				
	音楽準備室 (111)	○	改修後	【既存のまま】		±0	FH-1 【塗替え】 【既存のまま】		W-1	【塗替え】		【既存のまま】			2700	カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 梁型: EP塗替え		○		○	既存備品移動 または撤去
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	EP塗 塩ビ製	100 100	EP塗	モルタル面 LGS65	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	2700	カーテンレール・カーテン カーテンBOX・額縁: SOP塗		○			
	1階多目的トイレ1,2 1階通路1,2 男子トイレ 女子トイレ (2階~4階共通) (107,108,209,210 308,309,406,407) ↑ 男子便所 女子便所 (1階~4階共通)	○	改修後	F-3 【改修】 下地調整材塗	C	±0	2F 男子・女子便所 FH-6 1F 通路1,2,多目的MV1,2 3,4F 男子・女子便所 FH-7	100 100	壁: 既存Y/M面浮き部分撤去・下地調整の上W-5 【改修】 小壁: 下地調整の上W-5 【改修】 W-5 【新設】	LGS65+GB-R t=12.5+12.5 【新設】	C C C	C-1 【改修】	LGS	塩ビ製	2350	額縁: EP-G塗替え 掃除道具入れ 【新設】				○	
			改修前	踏込み: 長尺塩ビシート張り t-2.5 下地調整材塗 その他: 50角タイル張り 下地モルタル その他下地は別図参照	C	-25			壁: タイル張 【既存】 小壁: EP塗 【既存】		C C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	2350	額縁: SOP塗 トイレ・ス L型手すり					
	西側階段下倉庫	×	改修後	既存のまま			既存のまま		既存のまま			既存のまま			直天					○	スチール製棚
			改修前	タイルカーペット敷き t-6.5 下地モルタル	C	±0	モルタル目地切	100	モルタル仕上		C	モルタル仕上				直天					

※下地記号, その他記号, 塗装記号, 認定番号などは別図 (内部(共通)仕上表) 参照

: 改修前を示す	徳島県県土整備部営繕課	工事名 R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築	図面番号 B-005	縮尺 A3 - A2 -	作図年 2024	 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966
	図名 1階 内部仕上表 (2)					

西棟 内部仕上表

注1) F L H : 1階はGL+1000よりの高さを示し、2、3、4階は各F Lよりの高さを示す。 注3) 工事対象欄 : ×印は対象外を示し、○印は対象内を示す。
 注2) 内装材、造り付け家具、使用接着剤、備品類はフォースター [☆☆☆]の製品を使用のこと。

凡例
○印 : 適用

階	室名	工事対象	区分	床 (F)		F L H	巾木 (FH)	H	壁 (W)			天井 (C)			C H	備考	カーテンレール	ブラインド	家具	学校対応	
				仕上及び仕上下地	下地				仕上	仕上下地	下地	仕上及び仕上下地	下地	廻縁						備品移動	
2	ホール (201)	○	改修後	【既存のまま】		±0	FH-1 【塗替え】		W-1 【塗替え】 W-2 【塗替え】			【既存のまま】			2700	ブラインドBOX・額縁 : EP-G塗替え				○	既存備品移動または撤去
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	EP塗	100	EP塗 トップコート吹替え	モルタル面・柱・梁型 モルタル面	C	ロックウール吸音ボード t-9 捨張り : PB t-9.5	LGS	塩ビ製	2700	掲示板 カーテンBOX・額縁 : SOP塗					
通信制職員室 (206)	○	改修後	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1 【塗替え】			C-1 【X2+3600からX3まで既存のまま】 【改修】	LGS	塩ビ製	3000	カーテンBOX・額縁 : EP-G塗替え 梁型 : EP塗替え		○		○	既存備品移動または撤去
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	モルタル面・柱・梁型 補強部 : RC壁 t-200	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	ブラインド・カーテンレール 白板 カーテンBOX・額縁 : SOP塗		○			
印刷室 (205)	○	改修後	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1 【塗替え】			C-1 【X2+3600からX3まで既存のまま】 【改修】	LGS	塩ビ製	3000	カーテンBOX・額縁 : EP-G塗替え 梁型 : EP塗替え		○		○	
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	モルタル面・柱・梁型	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン 掲示板・棚板 カーテンBOX・額縁 : SOP塗		○			
資料室 (202)	○	改修後	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1 【塗替え】			C-1 【改修】			3000	梁型 : EP塗替え				○	既存備品移動または撤去
			改修前	タイルカーペット敷き t-6.5 下地モルタル	C	±0	塩ビ製		A EP塗 EP塗	柱・梁型・モルタル面 間仕切壁	C	有孔石綿板張 (t-4.0) : EP塗			3000	倉庫					
倉庫 (203)	○	改修後	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		【既存のまま】			C-4 【改修】			3000	カーテンBOX・額縁 : EP-G塗替え 梁型 : EP塗替え				○	既存備品移動または撤去
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製		EP塗	柱・梁型・間仕切壁	C	ケイム板			3000	ブラインド 倉庫 カーテンBOX・額縁 : SOP塗					
休養室 (204)	○	改修後	F-1 【改修】 F-5 【改修】	C	±0	FH-2 【改修】	100	W-6 【貼替え】			C-4 【改修】			3000	框 : EP-G塗替え カーテンBOX・額縁 : EP-G塗替え 梁型 : EP塗替え		○		○	既存備品移動または撤去	
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗 畳 木質系フローリングタイル	C	±0	塩ビ製	100	ビニール貼付	柱・梁型・壁面	C	ケイム板			3000	ブラインド・カーテンレール カーテンBOX・額縁 : SOP塗		○			
倉庫 (215) パソコン室 (216) ↑ 通信情報管理室 (207)	○	改修後	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1 【塗替え】			【既存のまま】			3000	ホワイトボード【新設】 ブラインドBOX・額縁 : EP-G塗替え 梁型 : EP塗替え		○	ホワイトボード (パソコン室) 掲示板 (既存のまま)	○	既存備品移動または撤去
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	モルタル面・柱・梁型 補強部 : RC壁 t-200	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン 黒板・掲示板【撤去】 ※掲示板1のみ既存のまま 掃除具入れ ブラインドBOX・額縁 : SOP塗		○	造り付け 掃除用具入れ		

※下地記号、その他記号、塗装記号、認定番号などは別図（内部（共通）仕上表）参照

: 改修前を示す	徳島県県土整備部営繕課	工事名 R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築	図面番号 B-006	縮尺 A3 - A2 -	作図年 2024	 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966
	図名 2階 内部仕上表 (1)					

西棟 内部仕上表

注1) F L H : 1階はGL+1000よりの高さを示し、2、3、4階は各FLよりの高さを示す。 注3) 工事対象欄 : ×印は対象外を示し、○印は対象内を示す。
 注2) 内装材、造り付け家具、使用接着剤、備品類はフォースター [☆☆☆☆]の製品を使用のこと。

凡例
○印 : 適用

階	室名	工事対象	区分	床 (F)		F L H	巾木 (FH)	H	壁 (W)			天井 (C)			C H	備考	カーテンレール	ブラインド	家具	学校対応	
				仕上及び仕上下地	下地				仕上	仕上下地	下地	仕上及び仕上下地	下地	廻縁						備品移動	
2	通信学習支援室 (208)	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1	【塗替え】		【既存のまま】			3000	黒板塗替え ブラインドBOX・額縁:EP-G塗替え 梁型:EP塗替え 掲示板2カ所(初付木ドットシート貼替)		○		○	
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	モルタル面・柱・梁型 補強部:RC壁 t-200	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン 黒板・掲示板 掃除具入 カーテンBOX・額縁:SOP塗		○	造り付け 掃除用具入れ		
閲覧室 (213)	○	改修後	【既存のまま】	C	±0	【既存のまま】	100	【既存のまま】	【既存のまま】		【既存のまま】			3000	【既存のまま】		○		○	カーテン 可動式 掃除用具入れ スチール製棚 木製本棚 (但し、ガラスリング に干渉部分のみ)	
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製 木製 UC塗	100	EP塗 杉羽目板張り (t-9) UV塗装品	柱・梁型 モルタル面・間仕切壁	C	化粧PB t-9.5 LGS65	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン 梁下スクリーン カーテンBOX・額縁:SOP塗	○				
図書室 (212)	○	改修後	【既存のまま】	C	±0	【既存のまま】	100	【既存のまま】			【既存のまま】			3000	【既存のまま】		○		○	木製本棚 (但し、ガラスリング に干渉部分のみ)	
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	モルタル面・柱・梁型・木軸壁面 * 書架の見隠れとなる部分は 既存のまま	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	ブラインド・カーテンレール 書架 カーテンBOX・額縁:SOP塗		○	造り付け 木製本棚		
司書室 (211)	○	改修後	【既存のまま】	C	±0	【既存のまま】	100	【既存のまま】			【既存のまま】			3000	【既存のまま】		○		○		
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	モルタル面・柱・梁型・木軸壁面 * 書架の見隠れとなる部分は 既存のまま	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	ブラインド・カーテンレール 書架・カウンター SUS面台、手洗い カーテンBOX・額縁:SOP塗		○			

※下地記号, その他記号, 塗装記号, 認定番号などは別図 (内部(共通)仕上表) 参照

: 改修前を示す	徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築			図面番号	B-007
		図名	2階 内部仕上表 (2)		縮尺	A3 - A2 -	作図年

株式会社 上設計 かみ
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

西棟 内部仕上表

注1) F L H : 1階はGL+1000よりの高さを示し、2、3、4階は各F Lよりの高さを示す。 注3) 工事対象欄: ×印は対象外を示し、○印は対象内を示す。
注2) 内装材、造り付け家具、使用接着剤、備品類はフォースター [☆☆☆]の製品を使用のこと。

凡例
○印: 適用

階	室名	工事対象	区分	床 (F)		F L H	巾木 (FH)		H	壁 (W)			天井 (C)			C H	備考	カーテンレール	ブラインド	家具	学校対応	
				仕上及び仕上下地	下地		仕上	仕上下地		下地	仕上及び仕上下地	下地	廻縁	備品移動								
3	CR-5 (301)	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1	【塗替え】		【既存のまま】			3000	教壇: UC塗替え 梁型: EP塗替え 黒板塗替え カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 掲示板2カ所(枠付ボードシート貼替)		○		○	カーテン スチール製棚 端末充電保管庫 スチールロッカー	
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	珪藻土面・柱・梁型	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン		○		造り付け 掃除用具入れ		電子黒板
生物化学教室 (302)	○	改修後	F-2	【改修】	C	±0	FH-2 【改修】 FH-3 【塗替え】	100	W-1 【塗替え】 W-3 【塗替え】		【既存のまま】			3000 2440	黒板塗替え 掃除用具入れ 【新規】 カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 梁型: EP塗替え				掃除用具入れ ステンレス流し台 教壇 生徒用机 (8人掛け) ※別図参照	○	イス 既存備品移動 または撤去 ドラフトファン 撤去	
			改修前	長尺塩ビシート張り t-2.5 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製 木製SOP塗	100 100	EP塗 SOP塗	珪藻土面・柱・梁型 木軸壁面	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000 2440	カーテンレール・カーテン カーテンBOX・額縁: SOP塗		○	○	生徒用机 (8人掛け) 【撤去】 教壇 【撤去】		
準備室 (303)	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】 FH-3 【塗替え】		W-1 【塗替え】 W-3 【塗替え】		【既存のまま】				3000	梁型: EP塗替え					○	既存備品移動	
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製 木製SOP塗	100 100	EP塗 SOP塗	珪藻土面・柱・梁型 木軸壁面	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000							
物理地学教室 (304)	○	改修後	F-2	【改修】	C	±0	FH-2 【改修】 FH-3 【塗替え】	100	W-1 【塗替え】 W-3 【塗替え】		【既存のまま】			3000	黒板塗替え ブラインド・カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 梁型: EP塗替え				ステンレス流し台 教壇 生徒用机 (3人掛け) ※別図参照	○	イス カーテン 既存備品移動 または撤去	
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製 木製SOP塗	100 100	EP塗 SOP塗	珪藻土面・柱・梁型 木軸壁面 補強部: RC壁 t=200	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	ブラインド・カーテンレール・暗幕 掃除用具入: SOP塗 カーテンBOX・額縁: SOP塗		○	○	生徒用机 (3人掛け) 【撤去】 教壇 【撤去】		
準備室 (305)	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】 FH-3 【塗替え】		W-1 【塗替え】 W-3 【塗替え】		【既存のまま】				3000	梁型: EP塗替え					○	既存備品移動	
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製 木製SOP塗	100 100	EP塗 SOP塗	珪藻土面・柱・梁型 木軸壁面	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000				○			
CR-4 (306)	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1 【塗替え】		【既存のまま】				3000	教壇: UC塗替え 梁型: EP塗替え 黒板塗替え カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 掲示板2カ所(枠付ボードシート貼替)			○		○	カーテン	
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	珪藻土面・柱・梁型 補強部: RC壁 t=200	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン 黒板・掲示板 教壇・掃除用具 カーテンBOX・額縁: SOP塗		○		造り付け 掃除用具入れ		電子黒板
CR-3 (307)	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1 【塗替え】		【既存のまま】				3000	教壇: UC塗替え 梁型: EP塗替え 黒板塗替え カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 掲示板2カ所(枠付ボードシート貼替)			○		○	カーテン	
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	珪藻土面・柱・梁型 補強部: RC壁 t=200	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン 黒板・掲示板 掃除用具 教壇: UC塗 カーテンBOX・額縁: SOP塗		○		造り付け 掃除用具入れ		電子黒板

※下地記号, その他記号, 塗装記号, 認定番号などは別図 (内部(共通)仕上表) 参照

: 改修前を示す	徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築				図面番号	B-008	
		図名	3階 内部仕上表 (1)		縮尺	A3 - A2 -	作図年	2024	

株式会社 上設計 かみ
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955
 fax 0883-62-3966

西棟 内部仕上表

注1) F L H : 1階はGL+1000よりの高さを示し、2、3、4階は各FLよりの高さを示す。 注3) 工事対象欄: ×印は対象外を示し、○印は対象内を示す。
注2) 内装材、造り付け家具、使用接着剤、備品類はフォースター [☆☆☆]の製品を使用のこと。

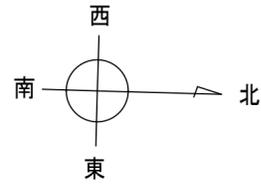
凡例
○印: 適用

階	室名	工事対象	区分	床 (F)		FLH	巾木 (FH)	H	壁 (W)			天井 (C)			C H	備考	カーテンレール	ブラインド	家具	学校対応	
				仕上及び仕上下地	下地				仕上	仕上下地	下地	仕上及び仕上下地	下地	廻縁						備品移動	対応
4	CR-15 (401)	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1	【塗替え】	建具取合部改修	C	【既存のまま】		3000	教壇: UC塗替え 梁型: EP塗替え 黒板塗替え カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 掲示板2カ所(初付ボードシート貼替)		○		○	カーテン スチール製棚 端末充電保管庫 スチールロッカー
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	珪藻土面・柱・梁型	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン カーテンBOX・額縁 スクリーンBOX: SOP塗 掃除具入: SOP塗 教壇: UC塗		○	造り付け 掃除用具入れ		電子黒板
CR-14 (402)	○	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1	【塗替え】			【既存のまま】		3000	教壇: UC塗替え 梁型: EP塗替え 黒板塗替え カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 掲示板2カ所(初付ボードシート貼替)		○		○	カーテン スチール製棚 端末充電保管庫 スチールロッカー
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	珪藻土面・柱・梁型	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン カーテンBOX・額縁 スクリーンBOX: SOP塗 掃除具入: SOP塗 教壇: UC塗		○	造り付け 掃除用具入れ		電子黒板
CR-13 (403)	○	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1	【塗替え】			【既存のまま】		3000	教壇: UC塗替え 梁型: EP塗替え 黒板塗替え カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 掲示板1カ所(初付ボードシート貼替)		○		○	カーテン スチール製棚 端末充電保管庫 スチールロッカー
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	珪藻土面・柱・梁型	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン カーテンBOX・額縁 スクリーンBOX: SOP塗 掃除具入: SOP塗 教壇: UC塗		○	造り付け 掃除用具入れ		電子黒板
CR-12 (404)	○	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1	【塗替え】	建具取合部改修	C	【既存のまま】		3000	教壇: UC塗替え 梁型: EP塗替え 黒板塗替え 掃除用具入れ 【新規】 カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 掲示板2カ所(初付ボードシート貼替)		○	造り付け 掃除用具入れ	○	カーテン
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	珪藻土面・柱・梁型	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン カーテンBOX・額縁 スクリーンBOX: SOP塗 掃除具入: SOP塗 【撤去】 教壇: UC塗		○	造り付け 掃除用具入れ 【撤去】		電子黒板
CR-11 (405)	○	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1	【塗替え】	建具取合部改修	C	【既存のまま】		3000	教壇: UC塗替え 梁型: EP塗替え 黒板塗替え カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え 掲示板2カ所(初付ボードシート貼替)		○		○	カーテン
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	珪藻土面・柱・梁型	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン カーテンBOX・額縁 スクリーンBOX: SOP塗 掃除具入: SOP塗 教壇: UC塗 掃除具入		○	造り付け 掃除用具入れ		電子黒板
CR-10 (408)	○	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1	【塗替え】	建具取合部改修	C	【既存のまま】		3000	教壇: UC塗替え 梁型: EP塗替え 黒板塗替え カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え		○		○	カーテン 可動式 掃除用具入れ
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	珪藻土面・柱・梁型	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン カーテンBOX・額縁 スクリーンBOX: SOP塗 教壇: UC塗		○			電子黒板
CR-9 (409)	○	○	改修後	【既存のまま】		±0	【既存のまま】		W-1	【塗替え】	建具取合部改修	C	【既存のまま】		3000	教壇: UC塗替え 梁型: EP塗替え 黒板塗替え カーテンBOX・額縁: EP-G塗替え		○		○	カーテン 可動式 掃除用具入れ
			改修前	ビニール系タイル張り t-2.0 下地調整材塗	C	±0	塩ビ製	100	EP塗	珪藻土面・柱・梁型	C	化粧PB t-9.5	LGS	塩ビ製	3000	カーテンレール・カーテン カーテンBOX・額縁 スクリーンBOX: SOP塗 教壇: UC塗		○			

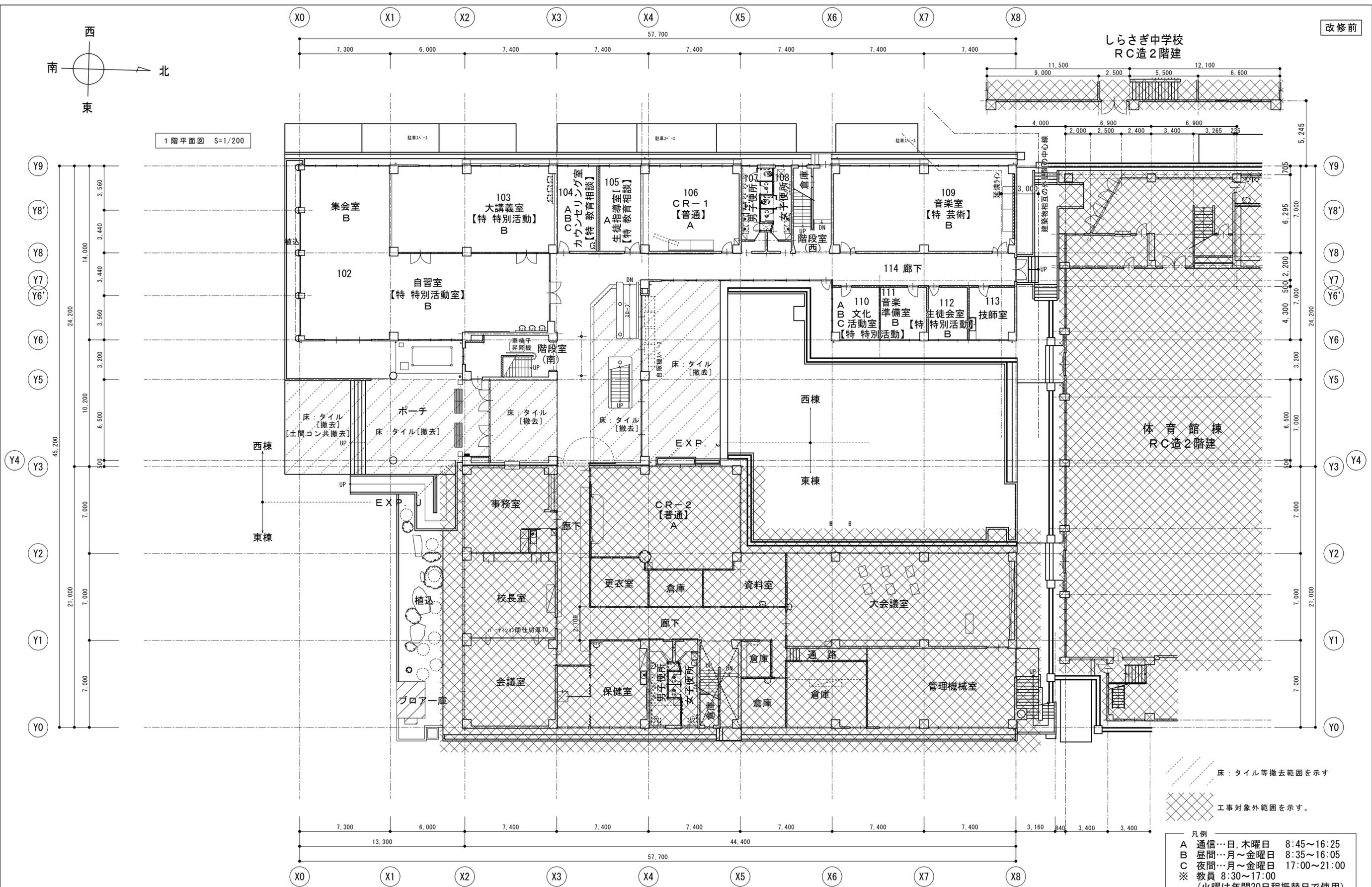
※下地記号, その他記号, 塗装記号, 認定番号などは別図 (内部(共通)仕上表) 参照

	徳島県県土整備部営繕課	工事名 R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築	図面番号 B-010	
		図名 4階 内部仕上表	縮尺 A3 - A2 -	作図年 2024
			株式会社 上設計 <small>かみ</small> 管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	

改修前



1階平面図 S=1/200

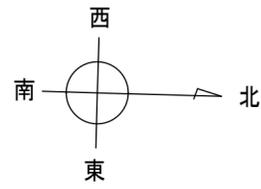


1階平面図 S=1/200

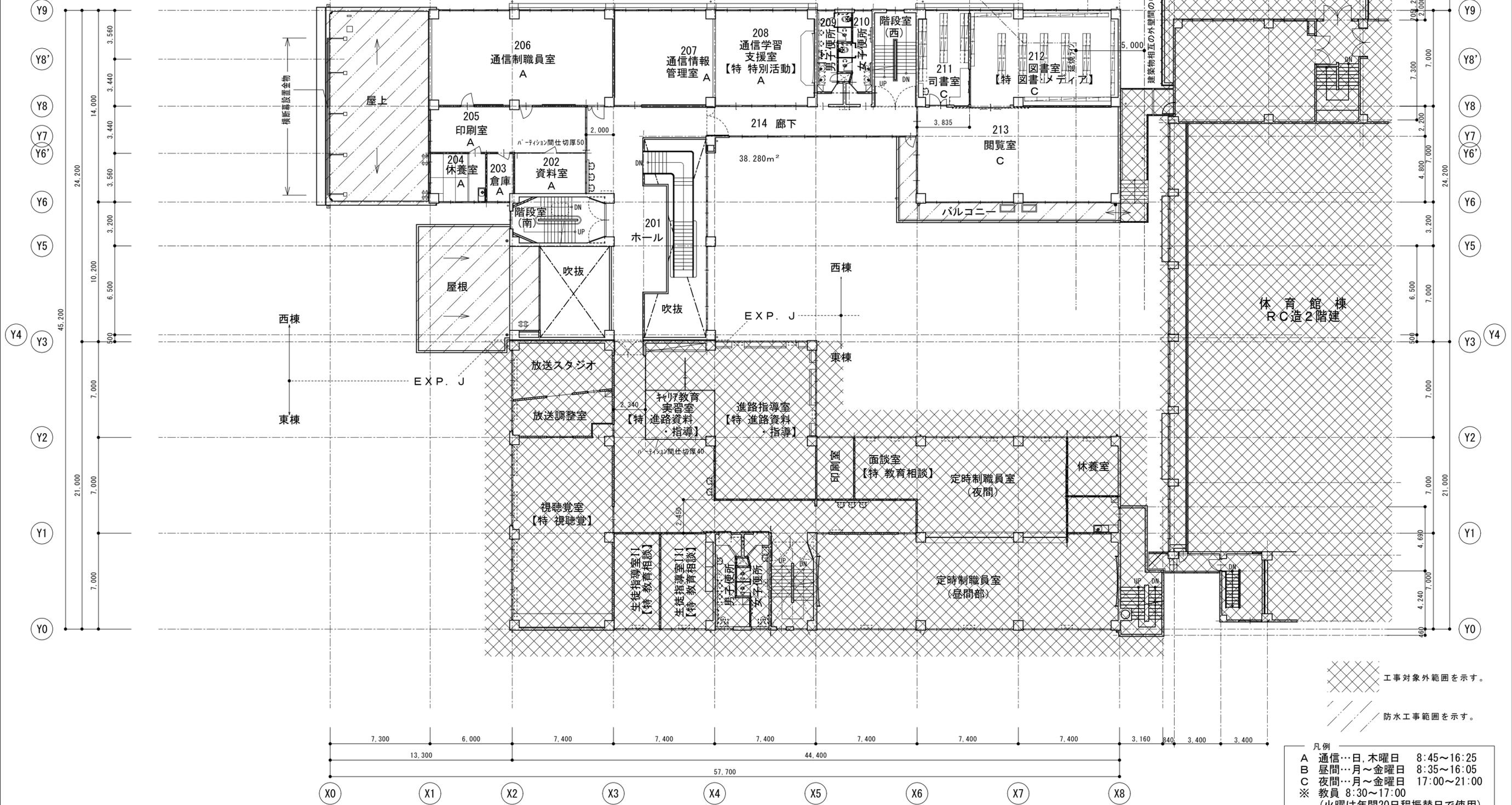
床：タイル等撤去範囲を示す
 工事対象外範囲を示す。

- 凡例
- A 通信…日、木曜日 8:45~16:25
 - B 昼間…月~金曜日 8:35~16:05
 - C 夜間…月~金曜日 17:00~21:00
 - ※ 教員 8:30~17:00 (火曜は年間20日程振替日で使用)
 - 間仕切壁 コンクリートブロック
 - 間仕切壁 木造

徳島県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築	図面番号	B-011
	図名	1階平面図(改修前)	作図年	2024
	縮尺	A3 1/282 A2 1/200	管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信	〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
			tel 0883-62-3955	fax 0883-62-3966



2階平面図 S=1/200



工事対象外範囲を示す。
防水工事範囲を示す。

- 凡例
- A 通信…日、木曜日 8:45~16:25
 - B 昼間…月~金曜日 8:35~16:05
 - C 夜間…月~金曜日 17:00~21:00
 - ※ 教員 8:30~17:00 (火曜は年間20日程振替日で使用)
 - 間仕切壁 コンクリートブロック
 - ==== 間仕切壁 木造

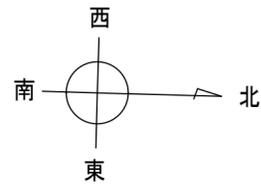
2階平面図 S=1/200

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築		図面番号	B-012	
	図名	2階平面図(改修前)		作図年	2024	
		縮尺	A3 1/282 A2 1/200	管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信	〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	

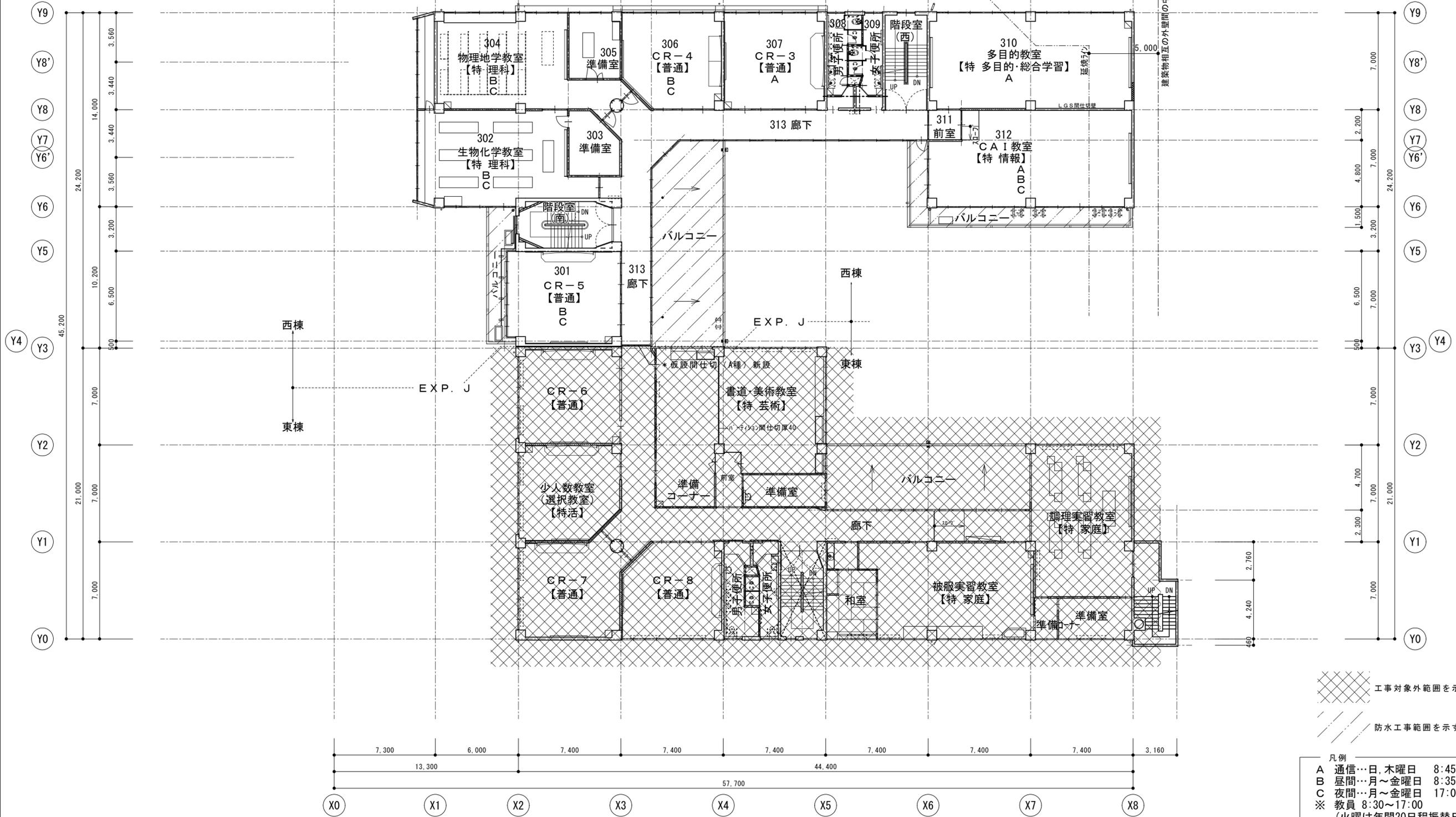
株式会社 上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信

〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955
fax 0883-62-3966



3階平面図 S=1/200



3階平面図 S=1/200

工事対象外範囲を示す。
 防水工事範囲を示す。

凡例
 A 通信…日、木曜日 8:45~16:25
 B 昼間…月~金曜日 8:35~16:05
 C 夜間…月~金曜日 17:00~21:00
 ※ 教員 8:30~17:00
 (火曜は年間20日程振替日で使用)
 間仕切壁 コンクリートブロック
 間仕切壁 木造

徳島県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟内部改修工事建築		図面番号	B-013
	図名	3階平面図 (改修前)	縮尺	A3 1/282 A2 1/200	作図年 2024

株式会社上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955
 fax 0883-62-3966